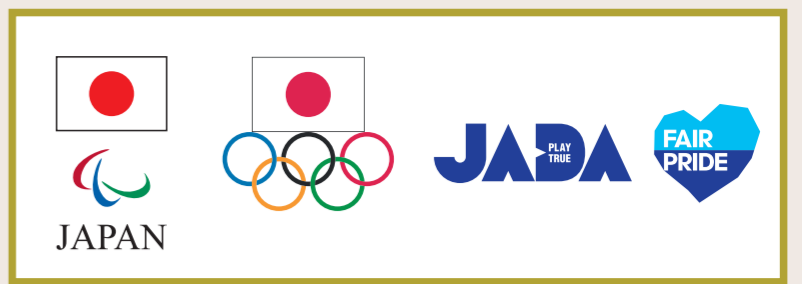


居場所情報の提出&最新情報への更新を忘れずに!



提出と更新の方法をCHECK!



www.realchampion.jp

自分がクリーンであることを証明! スポーツの価値を守ろう!

居場所情報の提出、最新情報への更新は、
JADAもしくは国際競技連盟(IF)のRTP/TPに登録されているアスリートの義務。
いつでも・どこでも検査に対応。

CHECK

提出と更新が必要な情報

★居場所は正確・詳細に登録する (※検査員/DCOが指定された場所にたどり着ける正確性が必須)

60分時間枠

宿泊先

定期的な活動

出場予定の競技会

移動

ポイント

★定期的なトレーニング・練習 (ジム、トラック、プールなど 具体的な時間・場所)

→ 定期的な練習がナイ場合は、その理由を「備考欄」に記載+ <その他 (Other)>のカテゴリに学校 or 仕事 or リハビリ など、定期的にある活動を登録

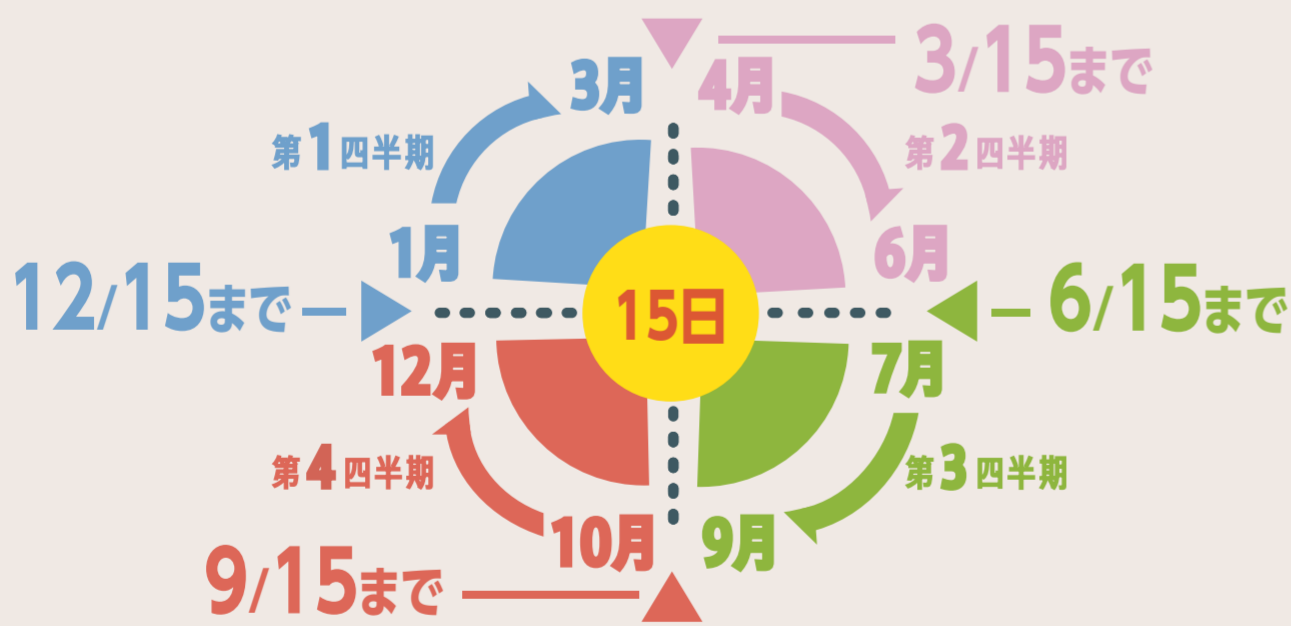
★出場する予定の競技会の大会名、日程、場所

★「60分時間枠」「宿泊先」の時間帯が移動時間に含まれる場合のみに「移動」の情報を入力

CHECK

いつまでに提出?

JADAのQuarter提出メ=15日!



常に最新情報に更新が必要!

IFからRTP/TPに登録されている場合は、早いメ切を優先! IFルールの確認を

提出方法	ADAMS	Athlete Central
使用ツール	WEBサイト	アプリ (スマートフォン)
できること	提出・更新	提出・更新

居場所情報関連義務違反

CHECK

2年間資格停止

★資格停止期間は違反の内容回数により長くなる

12か月で3回累積

(Code 2.3, 2.4, 2.5)

検査に対応できない or 居場所情報の不備

「居場所情報関連義務違反」

●提出義務違反

- 期日までに情報を提出しない
- 誤った情報を提出
- 提出された情報が不十分
- 最新情報に更新されていない

●検査未了

- 自身が指定した60分時間枠で検査に対応できない

IFから派遣された検査員 (DCO)が、IFが実施する検査を行う場合も多くあります